

平成24年3月22日（木）

**日程第23 請願第4号 消費税大増税反対
に関する意見書提出を求める請
願について**

○議長（井上勝彦君）日程第23 請願第4号
消費税大増税に反対に関する意見書提出を求
める請願について を議題といたします。

ただ今、議題となりました本件に関し、総
務委員会委員長から委員会において審査中の
事件につき、会議規則第104条の規定により、
お手元に配付いたしました申出書のとおり、
閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続
審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の
継続審査に付することに決しました。

**日程第24 請願第5号 子ども・子育て新
システム導入に反対し、現行保
育制度の拡充を求める意見書提
出を求める請願について**

○議長（井上勝彦君）日程第24 請願第5号
子ども・子育て新システムに導入に反対し、
現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求
める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）委員長報告をさせて
いただきます。

去る3月8日の本会議において、本委員会
に付託された請願第5号 子ども・子育て新
システム導入に反対し、現行保育制度の拡充

を求める意見書提出を求める請願について
を審査するため、3月15日に委員会を開催し、
慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべき
ものと決しましたので、以下その概要を報告
します。

請願第5号の趣旨は、現在、国において検
討されている「子ども・子育て新システム」
の拙速な導入を取りやめ、現行の児童福祉法
に基づく公的保育制度を堅持し、働き続けな
がら安心して子どもを産み育てられる環境づ
くりのために、現行制度のさらなる拡充を図
るよう、政府及び関係機関に対し意見書の提
出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、請願事項に「現
行の児童福祉法に基づく公的保育制度を堅持
し」とあるが、現在、本市が進めているこど
も園構想に反対する趣旨であるのか とのた
だしがあり、児童福祉法において、地方自治
体には保育に欠ける子どもに対し保育を行う
義務が課せられているが、新システムではそ
の義務が外されるため、現行制度の堅持を求
めるものであり、現行制度のもとで本市が進
めているこども園構想とは関係ないものと考
えている との答弁がありました。

現行制度は保育・教育ニーズに十分対応で
きていないため、国は新システムの導入によ
る改善をめざしていると考えられるが、紹介
議員は今回の制度改正の意図をどのように認
識しているか とのただしがあり、従来から
国は構造改革等により自治体の仕事を民間に
移行させてきており、今回もその大きな基本
戦略に立った制度改正と考えている。「社会保
障と税の一体改革」の名のもとに新システム
の導入を進め、自治体ができるだけ経費をか
けずに民間に保育や幼児教育を移行させてい

くことになる」と認識している」との答弁がありました。

新システムでは、保育料は所得に関係なく利用時間に応じて決まると断定されている理由について「ただしがあり、現在は収入に応じて市町村が保育料を定めて追加料金の徴収はないが、新システムでは、教材費、入学金、制服代、特色ある保育・教育の実施分などを保育料に上乗せすることを認めており、利潤を追求する民間企業が運営する園では、当然のごとくこれらの料金を徴収することになると考えている」との答弁がありました。

当局に対し、児童福祉法第24条で規定されている市町村による保育の義務が、新システムでは責務に変更される点について「ただしがあり、新システムでは、市町村の責務として、①必要な子どもにサービス・給付を保障する責務、②質の確保されたサービスの提供責務、③適切なサービスの確実な利用を支援する責務、④サービスの費用・給付の支払い責務、⑤計画的なサービス提供の確保、基盤の整備責務の5点が明確にうたわれている。児童福祉法第24条にかわる具体的な役割・基準については、今後国から示されるものと考えている」との答弁がありました。

直接契約による保育所入所の仕組みと利用者補助方式に変更することで、保育料にどのような影響があるのか」との「ただしがあり、民間が経営する園では、英会話・体操教室などの特色ある教育の実施が予想されるが、あくまでも保護者が選択し、契約した上で実施するオプションであり、保育料は基本的な保育に係る費用となる。保育時間による保育料の金額設定等については現時点では不明であるが、低所得者やひとり親家庭への一定の配慮は明言されているため、所得に応じた保育料が設定されるものと考えている」との答弁がありました。

新システムの基本的な制度内容について「ただしがあり、新システムの具体的な内容はまだ示されていないが、基本制度案要綱においてさまざまなメニューが国から示されている。基本設計では、1点目に、市町村が制度を実施し、国・都道府県等が重層的に支える仕組みの構築。2点目に、事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれている現在の子育て支援対策を再編成し、制度・財源・給付に関する包括的、一元的な制度の構築。3点目に、新システムに係るすべての子育て関連の国庫補助金等の財源を一本化し、市町村に対し、包括的に交付される仕組みの導入。4点目に、すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的給付並びに、両立支援・保育・幼児教育のための給付を行い、子育て家庭のニーズに応じた必要な給付の保障が示されている。基礎的給付では、現行の給付に加え、教育バウチャー制度や妊婦検診への給付の検討、また、両立支援等への給付では、産前・産後・育児休業給付、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早期・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児童保育サービスが位置付けられるなど、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支える観点で制度設計されている」との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、新システムについては、デメリットも考えられるが、子育て環境の充実に向けメリットが大きいいため導入を考えているものであり、新制度導入の反対と趣旨とする本請願に反対する」との討論がありました。

賛成の立場から、子ども・子育て新システムは、児童福祉法第24条の市町村による保育義務を責務へ、また、直接契約と利用者補助方式に変更するなど、今まで築いてきた公的保育制度を崩壊させるものであるため、新シ

システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める本請願に賛成するとの討論がありました。

反対の立場から、事実に基づき議論を繰り広げる必要があるが、本市が進める幼保一元化計画との整合性に関する説明が不十分・不明確であり、また、「保育料は所得に関係なく利用時間に応じて決まる」との事実と反することを請願理由としているため、本請願に反対するとの討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）請願第5号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願について、委員長報告は不採択とのことですが、採択すべきとの立場から討論を行います。

子ども・子育て新システムが導入されたら、地方自治体の保育義務がなくなります。自治体は子どもの保育時間の認定を行うことなどが中心となります。保護者はこの認定書を持って保育園、こども園に出向き、入園、保育の直接契約をすることになります。保育料金は所得より保育時間が重視され、決められることが検討されています。

橋本市はこども園計画を実行しています。園の運営を指定管理者制度を活用し、民間に委託しています。民間は当然、採算を重視す

ることから、入園料の新設や制服代の徴収、教材費、給食費、特色ある保育に対する料金の徴収などが考えられます。当然、現在の所得に応じた保育料金だけでなく、保護者負担は多くなることが考えられます。また、保育士の労働条件の悪化と質の低下も心配をいたします。子ども・子育て新システムが導入されたら、現在の橋本市の保育行政、市役所に入園を申し込み、園を決定する、保育料金は所得に応じて支払うなど、そのまま維持することは困難となることを危惧いたします。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択と決しました。